

評価項目に対する具体的な評価基準について（たたき台）

1 現状と課題

現状では、特に統一的な評価基準を設けておらず、実態としては、評価項目ごとに文章表現による定性的な評価が多く、各施設ごとにばらつきが生じていることから、施設間で評価が比較しにくくなっている。

したがって、県民にわかりやすく情報を提供するため、各施設に共通する統一的な評価基準を設定することが必要である。

2 想定される評価基準

定性的な評価基準

各評価項目、評価内容（ポイント）毎に文章表現で評価する。

（メリット）

- ・各評価項目、評価内容（ポイント）毎に具体的かつ詳細に評価することができる。

（デメリット）

- ・良い評価なのか悪い評価なのか、評価の度合いがわかりづらい。

定量的な評価基準

各評価項目、評価内容（ポイント）毎にランク付けにより評価する。

（メリット）

- ・良い評価なのか悪い評価なのか、評価の度合いが一目でわかる。

（デメリット）

- ・客観的な評価指標のもとで評価しないと、同じランク付けの評価であっても施設間で評価度合いにばらつきが生じるおそれがある。

3 統一的な評価基準について

（考え方）

「所管課室による評価」項目に関しては、施設ごとに比較が出来ることによつて県民にわかりやすい情報提供が可能となることから、各施設に共通する統一的な評価基準を設定することが必要である。

一方、「指定管理者による自己評価」については、指定管理者選定の際に、申請者から当該施設の特性に相応しい自己評価手法が提案されているため、当該自己評価手法を前提とした評価基準を各指定管理者が独自に設定するのが適当である。

(所管課室による評価項目に対する具体的な評価基準(案))

「2 想定される評価基準」のそれぞれのメリットを活かし、デメリットを補うため、各評価項目、評価内容(ポイント)毎に定性的かつ定量的な評価基準を設けることが妥当である。

また、定量的な評価基準については、できる限り施設間で評価度合いにばらつきが生じないように、客観的な指標を設けることが必要である。

【客観的な指標(例)】

A：事業計画に対して優れた取組となっている。

B：事業計画どおりの取組となっている。

C：事業計画に対して劣る取組となっている。

ただし、事業計画は、指定管理者が実施する業務について県が求める標準的水準となっていることが前提である。

以上